

2 グループ通算通達の法人税基本通達等への移管及びグループ通算通達の廃止

グループ通算制度の施行に伴い、グループ通算通達に定める各取扱いを、法人税基本通達、措置法通達及び震災特例法通達に移管し、グループ通算通達を廃止している。

グループ通算通達に定める各取扱いのこの移管に伴う対応を一覧にして示すと、次表のとおりであるので、参考とされたい。

グループ通算通達番号	通達見出し	移管先の基本通達等		移管の態様
第 1 定義関係				
1-1	用語の意義	—	—	—
第 2 法人税法関係				
第 2 条《定義》関係				
2-1	通算親法人及び通算子法人の意義	基通	12 の 7-2-1	新設
2-2	他の通算法人に修正があった場合の本税に係る通算税効果額の利益積立金額の計算	基通	1-6-2	新設
第 14 条《事業年度の特例》関係				
2-3	通算子法人に更生手続開始決定があった場合の事業年度	基通	14-3-1	既存通達の改正
2-4	完全支配関係法人がある場合の加入時期の特例の適用	基通	1-2-10	新設
2-5	通算法人が他の通算グループに加入する場合の加入時期の特例の適用	基通	1-2-11	新設
第 23 条《受取配当等の益金不算入》関係				
2-6	通算法人に係る償還差損の額の計算	基通	3-1-3 の 7	新設
第 23 条の 2《外国子会社から受ける配当等の益金不算入》関係				
2-7	外国子会社の要件のうち「その状態が継続していること」の意義	基通	3-3-1	新設
2-8	租税条約の適用がある場合の外国子会社の判定	基通	3-3-3	新設
第 37 条《寄附金の損金不算入》関係				
2-9	優先出資を発行する協同組織金融機関の資本金の額及び資本準備金の額	基通	9-4-6 の 5	新設
第 41 条《法人税額から控除する外国税額の損金不算入》関係				
2-10	通算法人が外国法人税の一部につき控除申告をした場合の取扱い	基通	16-3-1	既存通達の改正
第 52 条《貸倒引当金》関係				
2-11	売掛金、貸付金に準ずる債権	基通	11-2-16	既存通達の改正

グループ通 算通達番号	通達見出し	移管先の基本通達等		移管の態様
第 57 条《欠損金の繰越し》関係				
2-12	共同事業に係る要件の判定	基通	12-1-7	新設
2-13	最後に支配関係を有することとなった日の意義	基通	12-1-5	既存通達の改正
2-14	完全支配関係グループが通算グループに加入する場合のいずれかの主要な事業の意義	基通	12-1-8	新設
2-15	新たな事業の開始の意義	基通	12-1-9	新設
2-16	新設法人であるかどうかの判定の時期	基通	12-1-10	新設
第 61 条の 2 《有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入》関係				
2-17	通算子法人の通算離脱の時価評価と通算子法人株式の投資簿価修正の順序	基通	2-3-21 の 2	新設
2-18	2 以上の通算法人が通算子法人株式を有する場合の投資簿価修正の順序	基通	2-3-21 の 3	新設
第 63 条《リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度》関係				
2-19	通算制度の開始等に伴う繰延長期割賦損益額の判定	基通	2-4-11	新設（削除通達の改正）
第 64 条の 5 《損益通算》関係				
2-20	通算グループから中途離脱した通算法人についての損益通算の適用	基通	12 の 7-1-1	新設
2-21	期限内申告書を提出しなかった法人に係る損益通算の取扱い	基通	12 の 7-1-2	新設
第 64 条の 6 《損益通算の対象となる欠損金額の特例》関係				
2-22	特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の取扱いの準用	基通	12 の 7-1-3	新設
2-23	共同事業に係る要件の判定	基通	12 の 7-1-4	新設
2-24	最後に支配関係を有することとなった日の意義等に係る欠損金の繰越しの取扱いの準用	基通	12 の 7-1-5	新設
2-25	償却費として損金経理をした金額の意義	基通	12 の 7-1-6	新設
第 64 条の 7 《欠損金の通算》関係				
2-26	特定欠損金額の損金算入の順序及び損金算入額の上限	—	—	移管せず
第 64 条の 9 《通算承認》関係				
2-27	通算グループの完全支配関係の判定における従業員持株会等に係る株式の保有割合の意義	基通	12 の 7-2-2	新設
2-28	通算承認の却下事由に該当するものの例示	基通	12 の 7-2-3	新設

グループ通 算通達番号	通達見出し	移管先の基本通達等		移管の態様
2-29	最初通算事業年度開始の時までの間に完全支配関係を有することとなった法人のみなし承認	基通	12の7-2-4	新設
2-30	設立事業年度等の承認申請特例の不適用	基通	12の7-2-5	新設
2-31	時価評価資産等の判定における資本金等の額	基通	12の7-2-6	新設
2-32	譲渡損益調整額等が1,000万円以上であるかどうかの判定単位等	基通	12の7-2-7	新設
2-33	通算法人が株式移転により他の通算グループに属することとなる場合の申請特例年度の直前事業年度における時価評価法人の判定	基通	12の7-2-8	新設
2-34	最初通算事業年度開始の日に完全支配関係を有することとなった法人の取扱い	基通	12の7-2-9	新設
第64条の10《通算制度の取りやめ等》関係				
2-35	通算制度の取りやめの承認事由	基通	12の7-2-10	新設
2-36	通算完全支配関係を有しなくなる事実	基通	12の7-2-11	新設
2-37	最初通算事業年度開始の日の前日までの間に完全支配関係を有しなくなった法人の通算制度の適用制限	基通	12の7-2-12	新設
2-38	通算承認の失効後5年経過前に通算子法人となる法人	基通	12の7-2-13	新設
2-39	通算制度の再申請	基通	12の7-2-14	新設
第64条の11《通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益》関係				
2-40	通算制度の開始に伴う時価評価資産等に係る時価の意義	基通	12の7-3-1	新設
2-41	最初通算事業年度に離脱した法人の時価評価損益等	基通	12の7-3-2	新設
2-42	時価評価法人の時価評価すべき資産－通算制度の開始	基通	12の7-3-3	新設
2-43	時価評価資産から除かれる資産の範囲	基通	12の7-3-4	新設
2-44	一括償却資産に係る時価評価益の計算	基通	12の7-3-5	新設
2-45	時価評価時に時価評価資産から除かれる資産を判定する場合の資本金等の額	基通	12の7-3-6	新設
2-46	株式等保有法人が有する子法人の株式等の時価評価損益	基通	12の7-3-7	新設
第64条の12《通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益》関係				
2-47	通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益に係る取扱いの準用	基通	12の7-3-8	新設
2-48	支配関係がある場合の時価評価除外法人となる要件に係る従業者の範囲及び主要な事業の判定	基通	12の7-3-9	新設
2-49	共同事業に係る要件の判定	基通	12の7-3-10	新設

グループ通 算通達番号	通達見出し	移管先の基本通達等		移管の態様
2-50	完全支配関係グループが通算グループに加入する場合のいずれかの主要な事業の意義	基通	12の7-3-11	新設
2-51	通算制度への再加入時の時価評価の要否	基通	12の7-3-12	新設
2-52	時価評価法人の時価評価すべき資産-通算制度への加入	基通	12の7-3-13	新設
2-53	通算法人が他の通算グループに加入する場合の資産に係る時価評価	基通	12の7-3-14	新設
2-54	株式等保有法人が有する子法人の株式等の時価評価損益	基通	12の7-3-15	新設
2-55	通算法人が他の通算グループに加入する場合の通算子法人株式の投資簿価修正と加入の時 価評価の適用関係	基通	12の7-3-16	新設
第64条の13《通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益》関係				
2-56	通算制度の開始に伴う時価評価損益等に係る取扱いの準用	基通	12の7-3-17	新設
2-57	他の通算法人に株式等の譲渡等による損失が見込まれていることの意義	基通	12の7-3-18	新設
第64条の14《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》関係				
2-58	特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の取扱いの準用	基通	12の7-3-19	新設
2-59	共同事業に係る要件の判定	基通	12の7-3-20	新設
2-60	最後に支配関係を有することとなった日の意義等に係る欠損金の繰越しの取扱いの準用	基通	12の7-3-21	新設
第66条《各事業年度の所得に対する法人税の税率》関係				
2-61	大通算法人であるかどうかの判定の時期	基通	16-5-3	新設
2-62	中小通算法人の年800万円以下の軽減対象所得金額の端数計算	基通	16-4-2	新設
第69条《外国税額の控除》関係				
2-63	通算法人の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における共通費用の額の配賦	基通	16-3-12	既存通達の改正
2-64	通算法人のその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における共通費用の額の配賦	基通	16-3-19の3	既存通達の改正
2-65	高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における投資簿価修正が行われた通算 子法人株式の帳簿価額の取扱い	基通	16-3-24	新設
2-66	欠損金額を有する通算法人等の調整前控除限度額	基通	16-3-49	新設
2-67	進行年度調整規定の適用に係る対象事業年度の意義等	基通	16-3-51	新設
2-68	通算法人の過去適用事業年度に係る外国法人税額に増額等があった場合又は所得率等が異 動した場合の取扱い	基通	16-3-26 16-3-30	既存通達の改正
第75条《確定申告書の提出期限の延長》関係				

グループ通 算通達番号	通達見出し	移管先の基本通達等		移管の態様
2-69	申請期限後に災害等が生じた場合等の申告書の提出期限の延長	基通	17-1-4の4	新設
2-70	申告書の提出期限の延長の再承認	基通	17-1-4の4	新設
2-71	通則法第11条による提出期限の延長との関係	基通	17-1-4の4	新設
第75条の2《確定申告書の提出期限の延長の特例》関係				
2-72	特別の事情がある通算法人又は他の通算法人	基通	17-1-4の4	新設
2-73	定款の定めにより2月間の提出期限の延長を受けることができる通算法人又は他の通算法人	基通	17-1-4の4	新設
2-74	4月を超えない範囲内で提出期限の延長を受けることができる場合	基通	17-1-4の4	新設
第152条《連帯納付の責任》関係				
2-75	通算離脱法人の連帯納付責任	基通	1-1-13	新設
2-76	連帯納付責任を有する通算法人が清算終了の登記をした場合の納税義務等	基通	1-1-7	既存通達の改正
第3 租税特別措置法関係				
第42条の4《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係				
3-1	通算親法人が合併以外の事由による解散をした場合の通算子法人の適用関係	措通	42の4(4)-5	新設
3-2	通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期	措通	42の4(3)-1	既存通達の改正
3-3	試験研究費の額又は特別試験研究費の額を有しない通算法人に係る適用関係	措通	42の4(4)-6	新設
第42条の6《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係				
3-4	通算法人に係る中小企業者であるかどうか等の判定の時期	措通	42の6-1の2	新設
第42条の11の3《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係				
3-5	通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期	措通	42の11の3-2	既存通達の改正
第42条の12の4《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係				
3-6	通算法人に係る中小企業者であるかどうか等の判定の時期	措通	42の12の4-1	既存通達の改正
第42条の12の5《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除》関係				
3-7	通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期	措通	42の12の5-1の3	既存通達の改正
第42条の13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係				
3-8	通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期	措通	42の13-2	既存通達の改正

グループ通 算通達番号	通達見出し		移管先の基本通達等	移管の態様
第 43 条の 3 《被災代替資産等の特別償却》関係				
3-9	通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期	措通	43 の 3-8	既存通達の改正
第 44 条の 2 《特定事業継続力強化設備等の特別償却》関係				
3-10	通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期	措通	44 の 2-1	既存通達の改正
第 45 条 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係				
3-11	通算法人に係る中小規模法人であるかどうか等の判定の時期	措通	45-13	既存通達の改正
第 55 条の 2 《中小企業事業再編投資損失準備金》関係				
3-12	通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定	措通	56-1	既存通達の改正
第 65 条の 6 《資産の譲渡に係る特別控除額の特例》関係				
3-13	損金算入限度額の意義	措通	65 の 6-1	新設
第 4 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例等に関する法律関係				
第 17 条の 5 《特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等》関係				
4-1	通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期	震災通	17 の 5-3 の 2	既存通達の改正
第 18 条の 2 《被災代替資産等の特別償却》関係				
4-2	通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期	震災通	18 の 2-8	既存通達の改正
第 5 共通事項関係				
5-1	単体法人にも共通して適用される取扱い	-	-	-

なお、この移管に併せて、法人税基本通達 16-3-51（進行年度調整規定の適用に係る対象事業年度の意義等）（廃止前のグ通通 2-67）及び措置法通達 65 の 6-1（損金算入限度額の意義）（廃止前のグ通通 3-13）について所要の見直し（上記第 1 の 7 及び第 2 の 5 参照）を行っているほか、次の見直し等を行っているので、留意されたい。

(1) 法人税基本通達 11-2-16（売掛金、貸付金に準ずる債権）（廃止前のグ通通 2-11）

「当該法人との間に完全支配関係がある他の法人に対して有するものを除く。」という点については、法人税基本通達 11-2-16(1)から(4)までに掲げる債権も同様であるため、法人税基本通達 11-2-16(5)には、「(当該法人との間に完全支配関係がある他の法人に対して有するものを除く。)」を付さないで、「通算税効果額に係る未収金」を掲げている。

なお、通算税効果額に係る債権者及び債務者の双方が通算グループに属している間においては、両者は完全支配関係を有しているため、

その債権者はその通算税効果額に係る未収金について設定した貸倒引当金を損金算入の対象とすることはできないが、債権者若しくは債務者のいずれか又は債権者及び債務者の双方が同一の通算グループから離脱し、離脱後も通算税効果額に係る未収金がある場合（完全支配関係がある場合を除く。）には、その未収金の債権者である法人（貸倒引当金の繰入額の損金算入が認められる法人（金融に関する取引に係る一定の金銭債権に損金算入対象が限られている法人を除く。）に限る。）は、その未収金について設定した貸倒引当金の繰入額を損金算入の対象とすることができることに留意が必要である。

(2) 法人税基本通達 12 の 7-1-3 《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の取扱いの準用》（廃止前のグ通通 2-22）

法人税法第 64 条の 6 の規定は、資産の評価換えにより生じた損失の額を損金不算入とするものではないので、法人税基本通達 12 の 2-2-4 《資産の評価損の損金算入の規定の適用がある場合の帳簿価額》については、準用していない。

(3) 廃止前のグループ通算通達 2-26 《特定欠損金額の損金算入の順序及び損金算入額の上限》

法人税法第 64 条の 7 第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定ぶりから特定欠損金額の損金算入の順序は明らかであること等から、本通達については、移管していない。

(4) 法人税基本通達 12 の 7-2-13 《通算承認の失効後 5 年経過前に通算子法人となる法人》（廃止前のグ通通 2-38）

「通算承認の効力を失う直前における当該通算承認の効力を失った法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する法人」の通算子法人となることができるかどうかについて明らかにしていたが、移管後は、「通算承認の効力を失う直前におけるその通算親法人」の通算子法人となることができるかどうかについて明らかにしている。

(5) 法人税基本通達 12 の 7-3-13 《時価評価法人の時価評価すべき資産－通算制度への加入》（廃止前のグ通通 2-52）

法人税法第 64 条の 12 第 1 項の規定が、同項の他の内国法人が通算加入直前事業年度（当該他の内国法人について通算承認の効力が生ずる日の前日の属する当該他の内国法人の事業年度をいう。）終了の時に有する同項に規定する時価評価資産について適用されるものであるので、廃止前のグループ通算通達 2-52 の注書については、移管していない。